

ルメンテナンス事業者は感染リスクが高い環境に従事者を派遣し、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として、事業を行わなければならないと見られます。PCR検査の実施拡大も予定されているため、その範囲はますます広まるものと想定されます。

しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては他の施設と同様、地域別最低賃金をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に鑑みた額になっていません。

事業者にとってリスクが高く、今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されることと見られます。

そこで、感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いいたします。

4. 軽症者宿泊施設の作業従事者に対する特別措置について

厚労省による「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」が都に送付されており、軽症者を宿泊療養する施設の開設が現実的になっております。

ビルメンテナン業界では新型コロナウイルスの拡大を背景に、サービス提供環境が著しく変化した市場に対して、

現在のところ、特別な対価を得ずに変わらないサービス提供を継続しております。しかし実際に現場に関わる従業員にとっては、従来のサービス提供が新型コロナウイルス感染症のリスクを大きく内包しているとの理解が強く、高齢従事者の退職が急増する懸念があります。

サービスを安定的に供給すること、ひいては事業継続性をより強固にするには東日本大震災時の除染作業と同様作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定が必要であると見られます。東京都(行政・外郭団体を含む)施設を利用している軽症者宿泊療養させる場合、その施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮して、契約金額の割増し等(特殊勤務手当)のご検討をお願いいたします。

従業者は特殊勤務手当を支給し、リスクを納得させて管理に従事させる必要に迫られますことを御理解いただきたくお願い申し上げます。

5. 都立施設利用中止の場合のキャンセル料の免除について

(公社)東京都ビルメンテナン協会は、毎年、都立施設を利用して大きな行事を開催しておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響及び国や都などからの自粛要請により行事を中止する場合が考えられます。都立施設では、一定期間経過した

場合、キャンセル料を全額支払わなければならない場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大という緊急事態において、国・都の自粛要請に従って都立施設(都の外郭団体等に管理を委託している場合も含む)の利用を中止せざるを得ない場合のキャンセル料は全額免除していただきたい。

厚生労働省の基本方針にビルメン業について記載

厚生労働省の新型コロナウイルス対策本部から発信された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(4月7日改正)において社会の安定を維持するのに必要不可欠な事業としてビルメンテナン業が記載された。人々が生きるために必要な事業として認められた今、我々ができる最善を尽くしこの未曾有の危機を乗り越えよう!

東京ビル政連の動き

- 令和2年2月~4月の動き
- 〔2月4日〕第113回理事会
- 〔2月10日〕高島なおき 新春の集い2020
- 〔2月13日〕高木けい 新年会
- 〔2月21日〕各種団体親睦観劇会
- 〔2月25日〕第14回評議員会
- 〔4月7日〕予定していた第114回理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休会

(1面下段より) 審議事項の令和元年事業報告では、横田幹事長が、都議会各会派や自民党東京都連に對する要望活動、要望の進捗状況などについて説明。令和元年決算報告では、坂野会計責任者が、収入の総額は2716万円、支出の総額は1305万円、次期への繰越額は1411万円となったことを説明。大村清保監事が、「当連盟の財政状況は健全である」との監査報告を行った。規約の一部改正では、横田幹事長が「会員の退会及び機

令和2年運動方針・事業計画

- 1 ビルメンテナンズに係る関係諸法令及び税制改正等について、ビルメンテナンズ業の発展を促進させるため、ビルメンテナンズ業の利益に資するよう適切な運動を行う。
- 2 東京都議会自由民主党ビルメンテナンズ業振興政策研究会及び東京都地域選出の国会議員との連携を密にし、東京都及び国に對する要望活動を行う。
- 3 東京都各種団体協議会・全国ビルメンテナンズ政治連盟等との情報交換を行い、共通の課題については、連携して運動を進める。

- 1 東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンズ業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。
- 2 入札制度、税制改正、労働諸問題及び障がい者雇用等の諸課題の解決に向け、国会議員、各政党都連への働きかけを行うとともに、全国ビルメンテナンズ政治連盟と連携し要求実現のために活動する。
- 3 国会のビルメンテナンズ議員連盟及び東京都議会自由民主党ビルメンテナンズ業振興政策研究会に所属する議員をはじめ、ビルメンテナンズ業界の理解者である議員・議員候補者の支援活動を行う。

4 機関紙「東京ビル政連」を年4回発行し、東京政連の活動状況の周知を図る。また、ホームページにより、ビルメンテナンズに関する行政情報などを迅速かつ的確に会員に情報提供する。

関紙講読の終了」「評議員会の成立及び選出資格」「理事の議長及び理事会の成立」「監事の選出資格」「報酬等の規定」の改正を提案し、鷺見事務局長が改正点の詳細を説明した。理事の選任については、白倉宏直理事監事推薦委員が、中央建設株式会社の高橋利之代表取締役の選任を提案。採決の結果、各議案とも全会一致で承認された。

| 項目 | 金額 | 備考 |
|------------------|------------|---|
| I 収入の総額 | 28,544,829 | |
| 1 前年からの繰越額 | 14,118,829 | |
| 2 本年の収入額 | 14,426,000 | |
| (1) 機関紙購読料等の事業収入 | 14,376,000 | 機関紙購読料毎号7,500円、機関紙広告掲載料受取利息等 |
| (2) その他の収入 | 50,000 | |
| II 支出の総額 | 14,364,000 | |
| 1 経常経費の合計 | 2,601,000 | |
| (1) 事務委託費用 | 1,822,000 | 協会への事務委託費用(月額税込151,800円×12か月) |
| (2) 備品・消耗品費 | 317,000 | 事務用品・パソコン使用料等協会への分担費用(月額税込26,400円×12か月) |
| (3) 事務所費等 | 462,000 | 賃借料・電話使用料等協会への分担費用(月額税込38,500円×12か月) |
| 2 政治活動費の合計 | 11,213,000 | |
| (1) 組織活動費 | 7,480,000 | 全政連分担金4,692,000円、理事会・評議員会開催費、新年賀詞交歓会開催費、パーティー券購入等 |
| (2) 選挙関係費 | 1,350,000 | 選挙対策費 |
| (3) 広報活動費 | 2,383,000 | 機関紙制作費・ホームページ制作費 |
| 3 その他の支出 | 550,000 | 令和元年会計賦課消費税 |
| 翌年への繰越額 | 14,180,829 | |

令和元年 事業報告 (概要)

- 令和元年運動方針・事業計画に基づき、東京ビルメンテナンズ政治連盟は、次のような諸活動を実施した。
- 第1 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望活動
- 【令和元年事業計画】
- 東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンズ業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。
- 1 要望活動の実施
- ① 総合評価制度の拡充について
 - ② 十分な予算措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について
 - ③ 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について
 - ④ 障害者雇用の促進について
- 2 要望項目
- 東京協会要望と同一内容で
- 3 要望の進捗状況
- 各要望項目に関しては、都議会各派の理解・支援を受け、着実に前進している。労務費の旧労務単価から新労務単価